

## 見直し後のガイドラインの適用について

再評価の対象となる農薬（以下「再評価対象農薬」という。）は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第8条第1項（法第34条第6項において準用する場合を含む。）に基づき、再評価を受けべき農薬として告示された農薬である。当該告示（以下「再評価告示」という。）においては、再評価を受けべき農薬の範囲並びに再評価を受けべき者が提出すべき資料及びその提出期限を公示しているところである（法第8条第1項及び第3項）。

今般の見直し後の「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の適用については、見直し後のガイドラインの施行の際現に再評価告示において公示している資料の提出期限（提出期限の最終日。以下同じ。）が到来していない再評価対象農薬を対象とすることとする。

ただし、見直し後のガイドラインに従って、公表文献の収集、選択等を行うために必要な期間を考慮し、令和3年農林水産省告示第509号において提出期限を令和5年9月29日までと定められた有効成分及び提出期限を令和5年12月28日までと定められた有効成分を含む再評価対象農薬については、見直し前のガイドラインに従った公表文献の収集等を行うことも差し支えないこととする。

**【参考】** 再評価対象農薬と再評価に係る資料の提出期限（一覧）

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/saihyoka/taisyounouyaku.html>